

平成 30 年 11 月 8 日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

街に、ルネッサンス



UR 都市機構

## 四谷駅前地区 管理規約等設定について

独立行政法人都市再生機構（以下「UR」）が施行する四谷駅前地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」）の施設建築物の共用部分及び施設建築敷地（以下「施設建築物等」）の管理規約等について、下記のとおり、設定されました。

### 記

#### 1 設定された管理規約等

- ・全体管理規約及び全体管理細則
- ・施設管理規約
- ・三栄住宅管理規約及び三栄住宅細則
- ・外堀住宅管理規約及び外堀住宅細則

#### 2 規約設定経緯等

- (1) URは、平成 27 年度末に、URを事務局とする地権者等（区分所有予定者）で構成される管理運営計画検討組織を立ち上げ、地権者等代表十数名による集中的な議論の場〔検討委員会〕を 20 回、すべての地権者等への情報提供等の場〔全体会〕を 8 回設けたほか、平成 30 年度からは用途に応じた分科会等も必要に応じて開催しながら、標準管理規約をベースとしつつも当地区に即した規約等の設定に向けた合意形成を進めて参りました。
- (2) 平成 30 年 11 月 5 日に、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 31 条第 1 項に基づき開催された管理規約設定等集会において、すべての区分所有予定者が出席し（出席者には委任状、代理人及び議決権行使書の提出者を含みます。）、それぞれ審議が行われた結果、各管理規約は当該区分所有者総数及び議決権総数の各 4 分の 3 以上で、また、各細則については当該出席区分所有者議決権数の過半数を超え、ともに議決されました。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
事業推進部 四谷駅前再開発事務所 事業調整課  
(電話) 03-5269-0341